

吉野川市と一般社団法人FC徳島スポーツクラブとの地域貢献に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と一般社団法人FC徳島スポーツクラブ（以下「乙」という。）は、地域貢献に関する連携・協力を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲と乙がそれぞれの有する資源を有効かつ適切に活用し、連携・協力を推進することにより、サッカーを通じた地域スポーツの振興、地域の活性化等に取り組み、もって地域社会への貢献及び相互の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1） 地域スポーツの振興に関すること。
- （2） 市民の心身の健全な発達及び健康に関すること。
- （3） 地域の活性化に関すること。
- （4） 教育及び人材育成に関すること。
- （5） その他目的を達成するために必要な事項

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

（協定の変更等）

第5条 甲及び乙いずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した秘密情報について、第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了後も、前項に規定する義務を負う。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月29日

甲 吉野川市

吉野川市長

原井 敬



乙 徳島県徳島市南沖洲4-293

一般社団法人FC徳島スポーツクラブ

代表

生井 泰嘉

